貝塚市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、貝塚市民（以下「市民」という。）の包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が連携のもと、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、もって地域の課題解決や地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協定する事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携・協力する。

(1)　健康・福祉に関すること。

(2)　防災・防犯に関すること。

(3)　環境に関すること。

(4)　教育・文化・スポーツに関すること。

(5)　情報発信に関すること。

(6)　地域活性化に関すること。

(7)　その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認めること。

２　前項各号に定める事項における具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（秘密の保持）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

２　甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

３　第１項に関わらず、本協定締結の事実については相手方の書面による承諾を得ずに公開できるものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第５条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本協定の締結日又は更新の日から起算して１年間、第２条第１項各号に掲げる事項に関する具体的な連携活動の実績がないと認められるときは、相手方に対する書面による通知をもって、直ちに本協定を解除することができる。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第６条　甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

２　甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1)　脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求。

(2)　風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害。

(3)　その他前２号に類似するいかなる行為。

３　甲及び乙は、相手方が第１項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ１通を保有する。

令和８年10月19日

甲　大阪府貝塚市畠中一丁目17番１号
貝塚市
貝塚市長　中尾治朗

乙　大阪府堺市堺区甲斐町西１丁１番35号
明治安田生命保険相互会社　堺支社
支社長　新垣寿和子